

一周まわってチェックした？

滋賀県の“最低賃金”

時間額 **866** 円 (令和元年10月3日発効)

特定(産業別)最低賃金

(平成30年12月29日発効)

時間額

905

円

ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、
炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業

はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業

時間額

894

円

計量器・測定器・分析機器・試験機、
光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

自動車・同附属品製造業

時間額

910

円

時間額

914

円

- ❗ 最低賃金の対象となる賃金には、次の賃金は含まれません。
①結婚手当など臨時に支払われる賃金 ②賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 ③時間外手当
④休日手当 ⑤深夜手当の割増部分 ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ❗ 特定(産業別)最低賃金については、年齢、業務、業種等により適用が除外されるものがあります。
- ❗ 派遣労働者には派遣先事業場が所在する地域の最低賃金が適用されます。
- ❗ 特定(産業別)最低賃金には上記の他「紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業」最低賃金(時間額789円)、「各種商品小売業」最低賃金(時間額840円)がありますが、滋賀県最低賃金が適用されます。

お問い合わせ先

滋賀労働局賃金室

077(522)6654

彦根労働基準監督署(代表)

0749(22)0654

大津労働基準監督署(方面) 077(522)6616

東近江労働基準監督署(代表)

0748(22)0394

滋賀労働局のホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/>